

(3) 活力とにぎわいのあるまち

自然の恵み、歴史的に継承されてきた文化、知的資源である同志社大学や同志社女子大学など、本市の資源を生かしながら、多様な交流や連携を通じて産業が活発に展開し、市民の安定した雇用が確保される、「活力とにぎわいのあるまち」を目指してまちづくりを進めます。

そのため、大都市近郊という条件を生かした農業の持続的な発展に向け、玉露をはじめとする特産品についての積極的なPRなどを通じた高付加価値化や農業経営の充実への取り組みを支援するとともに、地産地消^{*22}や市民農園、体験農業などの多様な取り組みを促進します。さらに、農業後継者や営農組織の育成、経営の多角化を促進するとともに、農業基盤の整備を進めます。

商業については、生活利便性の向上やにぎわいづくりに向け、中心市街地への魅力ある商業機能の集積を促進し、商業者によるまちの活性化への取り組みを支援するとともに、工業については、周辺環境に配慮した事業用地を確保し、環境に負荷をかけない活力のある企業の誘致を図ります。また、企業間の連携強化の促進や、中小事業者の経営活性化に向けた取り組みを支援します。

観光については、豊かな自然や歴史・文化資源のPR、周辺環境整備などを進め、観光資源としての魅力を高めるとともに、近隣自治体などと連携した広域的な観光振興に取り組みます。

さらに、次代の本市を担う産業の育成に向けた産学連携の仕組みづくりを進め、新産業の創出を支援するとともに、市内産業の競争力の向上や新分野への展開を促進するほか、学術研究都市エリアにおける拠点づくりを進めます。

こうした取り組みを通じて、市内における新たな就労の場の創出や安定的な雇用の確保を図り、勤労者が安心して働け、豊かさが実感できるまちづくりを進めます。

*22 「地産地消」 地域で生産されたものをその地域で消費すること。

第3節 活力とにぎわいのあるまち

1 農業

基本方針

本市の農業は、全国と同様に担い手が減少傾向にあり、また、一部には耕作放棄地も見うけられるようになっていることから、都市近郊の立地を生かした活力ある農業の振興が必要となっています。そのため、玉露をはじめとするブランド力のある特産品の振興や地元消費を促進するとともに、農業委員会をはじめ、京都府や農業協同組合（JA）などとの連携を図りながら、農業経営の高度化・効率化を進めます。

施策体系



施 策

(1) 特產品の振興

魅力ある農産物の振興に向け、農産物のブランド化や高付加価値化を進めるとともに、生産者や農業協同組合（JA）と消費者グループとの連携による経営の多角化に向けた新たな特産品の開発を促進します。

○農産物のブランド化に向け、玉露やナスをはじめとする特産品のPRの強化を推進します。



◆農産物の京田辺ブランド化

○茶園の改植や茶園バンクなどの取り組みを通じて、茶園の確保と後継者の育成を支援します。



◆茶園の生産拡大の支援

○付加価値の高い農産物の生産奨励に向け、ハウス園芸等の振興を促進します。



◆ハウス園芸等の振興

○地元産品を活用した特産品の開発を促進します。



◆特産品開発の促進（加工品を含む）

○農薬や化学肥料を減らした特別栽培の振興など、環境保全型農業の普及を促進します。



◆環境保全型農業の普及

(2) 地産地消の促進

地産地消は、地元農産物への市民の愛着を育て、安全で安心な食の提供にも寄与する活動です。そのため、農産物の地元消費を促す流通の仕組みづくりを進めるとともに、市民が農業にふれる機会づくりに努めながら、さらにはトレーサビリティシステムの確立などにより、安全で安心な地元農産物を提供できる取り組みを促進します。

- 朝市の開催や学校給食における地元農産物の活用などを促進し、地元消費の拡大を図ります。

◆地産地消の促進

- 市民が農業にふれ、体験できる場づくりに向け、市民農園の運営などを支援します。

◆体験・交流型農業の振興

- 安全な農産物の提供に向け、生産者や農業協同組合（JA）の連携による生産履歴の把握や提供の仕組み（トレーサビリティシステム）の確立を促進します。

◆トレーサビリティシステムの確立
☆「消費生活」p.73(2)

(3) 経営活性化の支援

農業経営においても、時代の変化にあわせた新しい仕組みの導入や新たな担い手の育成が必要となっています。そのため、効率的な農業経営を促進するとともに、農業後継者の育成を図りながら、耕作放棄地の防止に努めます。

- 効率的な農業経営に向け、農作業受委託の組織づくりや出荷・撰果の共同化を促進します。

◆農作業の受委託の組織づくり
◆共同出荷、共同撰果の促進

- 生産技術の高度化や新品種の導入への支援など、農業経営の近代化を促進します。

◆農業経営の近代化

- 農業の担い手となる認定農業者など農業後継者の育成を図ります。

◆地域農業担い手支援

- 中山間地域など耕作条件の不利な地域における耕作放棄を防止するため、共同化や農地の流動化などの取り組みを支援します。

◆耕作放棄の防止支援



(4) 農業基盤の整備

農業の生産性の向上や農地の保全を図るため、ほ場整備や土地改良などによる農業基盤の計画的な整備に努めます。

- 農業の生産性向上のため、生産基盤となる農地のほ場整備を計画的に推進します。



◆農業基盤整備の計画的推進

- 農地の保全を図るため、農道や用排水の整備・改良を進めます。



◆農道・用排水の整備・改良

- 農地の利水を効果的に行うため、ため池の改修整備を進めます。



◆ため池の改修整備

(5) 農業振興の総合的な推進

農業の振興を図っていくため、将来的なビジョンの策定と事業の計画的な推進を図ります。

- 農業の総合的な振興に向け、関係機関との連携による振興計画の策定と計画の推進を図ります。



◆(仮称)京田辺市産業振興ビジョンの策定

☆「商業」p.99(3)
☆「工業」p.101(4)

2 商業

基本方針

近鉄新田辺駅及びJR京田辺駅周辺、JR松井山手駅周辺においては、都市基盤整備とあわせて商業集積地が形成されてきましたが、今後とも、買い物に便利で、市外から多くの人が訪れ、活気にあふれた商業活動が展開されるまちづくりが必要です。そのため、中心市街地や新たな商業集積地の形成を図るとともに、商業者の魅力ある店舗づくりや共同事業への取り組みなどを促進します。

施策体系



施 策

(1) 商業地の環境整備

商業地の活性化に向け、中心市街地の個性を生かした商業集積の形成を進めるとともに、商業者による魅力的な買い物環境の形成に向けた取り組みを促進します。

○地域ごとの個性を生かした商業地の形成に向け、中心市街地活性化計画を策定し、地元商業者と市民組織による活性化を促進します。



◆中心市街地活性化計画の策定

○消費者ニーズに対応した、商店街の魅力づくりに向けた取り組みを促進します。



◆魅力的な買い物環境の整備

○商業集積地の活性化やにぎわいづくりに向け、商工会などの関係機関や商店街を中心とした共同事業の取り組みを促進します。



◆商業活性化共同事業の促進

○商業集積の形成に向け、必要に応じて各種誘導方策や優遇制度の導入を検討します。



◆商業集積の誘導方策等の検討

(2) 経営活性化の支援

商業の活性化は、商業者自身の魅力化に向けた努力が基本となります。そのため、個店ごとの経営改善や新事業への進出に向けた積極的な取り組みを促進します。

- 商工会など関係機関との連携により、IT化による商店PRネットワークづくりや収益力向上に向けた商業者の経営改善を支援します。

◆経営改善の支援
☆「工業」p.101(3)

- 各種資金融資制度の効果的な活用を促進します。

◆各種融資制度の活用促進
☆「工業」p.101(3)

- 市内中小企業の競争力の強化に向け、環境や技術の国際規格認証取得を奨励します。

◆環境保全国際規格認証取得の促進
☆「循環型社会」p.88(1)

(3) 商業振興の総合的な推進

商業の振興を図っていくため、将来的なビジョンの策定と事業の計画的な推進を図るとともに、商業振興の中心的な組織である商工会の活動を支援します。

- 商業の総合的な振興に向け、関係機関との連携による振興計画の策定と計画の推進を図ります。

◆(仮称) 京田辺市産業振興ビジョンの策定
☆「農業」p.97(5)
☆「工業」p.101(4)

- 商業振興の中心的な組織である商工会の活動を支援します。

◆商工会の活動支援
☆「工業」p.101(4)

3 工業

基本方針

本市では、これまで就労機会の確保に向け、工業地域の拡大や企業立地の促進などを積極的に進めてきましたが、今後も引き続き都市の自立性を高めるため、新たな企業の立地を促進するとともに、市内の事業所による経営の高度化や新分野進出への取り組みを促進します。

施策体系



施 策

(1) 新たな企業立地の促進

新たな企業立地は、就労機会の拡大や地域経済の活性化などへの大きな効果が期待されます。そのため、周辺環境や景観との調和を図りつつ、新たな工業用地の整備や遊休地の効果的な活用を促すとともに、優遇制度の整備等により新たな企業の誘致を推進します。

○景気動向や企業の立地需要を見極めつつ、周辺環境に配慮した工業用地の計画的な整備を進めるとともに、組合法人による工業系土地区画整理事業などの事業を促進します。

- ◆工業用地の計画的整備
◆工業系土地区画整理事業の促進

○企業誘致に向け、工業用地として活用が可能な市内遊休地のデータベースの構築と情報の提供を図ります。

- ◆産業系遊休資産の情報提供システムづくり

○新規立地企業に対する優遇制度の創設を検討するとともに、各種手続の円滑化を図ります。

- ◆企業誘致の推進

○企業が進出しやすい条件を高めるため、土地利用等の規制の見直しを検討します。

- ◆土地利用等の規制の見直し

(2) 企業間連携の促進

新たな事業活動の創出に向け、市内の多様な企業間の交流や共同事業への参加の機会づくりを促進します。

- 市内企業の情報交換や共同事業などの実施に向け、商工会を中心とした市内企業間の連携組織づくりを促進します。

◆市内企業間連携の組織づくり

- 新たなビジネス機会の創出などに向け、異業種交流を促進します。

◆異業種交流の促進

(3) 経営活性化の支援

企業経営の活性化に向け、個々の事業所による経営改善や技術の高度化、新たな事業への進出等への取り組みを促進します。

- 商工会など関係機関との連携により、事業者の経営改善を支援します。

◆経営改善の支援

☆「商業」 p.99(2)

- 各種資金融資制度の効果的な活用を促進します。

◆各種融資制度の活用促進

☆「商業」 p.99(2)

- 市内中小企業の競争力の強化に向け、環境や技術の国際規格認証取得を奨励します。

◆環境保全国際規格認証取得の促進

☆「循環型社会」 p.88(1)

- 市内中小企業の事務効率の向上や企業PR等を図るため、IT化の支援を図ります。

◆市内中小企業IT化支援

(4) 工業振興の総合的な推進

工業の振興を図っていくため、将来的なビジョンの策定と事業の計画的な推進を図るとともに、工業振興の中心的な組織である商工会の活動を支援します。

- 工業の総合的な振興に向け、関係機関との連携による振興計画の策定と計画の推進を図ります。

◆(仮称) 京田辺市産業振興ビジョンの策定

☆「農業」 p.97(5)

☆「商業」 p.99(3)

- 工業振興の中心的な組織である商工会の活動を支援します。

◆商工会の活動支援

☆「商業」 p.99(3)

4 観光

基本方針

本市は奈良と京都の中間にあり、歴史的な資源には恵まれていますが、近年、観光客は減少傾向にあります。しかし、今後も引き続き、人々が訪れ、にぎわいと交流をもたらす観光を振興していく必要があります。そのため、豊かな自然・歴史・文化の魅力を高め観光資源として生かし、来訪者が参加・体験できる観光の振興を図ります。また、来訪者を迎える環境づくりや受入体制の整備に努めます。

施策体系



施 策

(1) 観光資源周辺の環境整備

本市が有する自然・歴史・文化などの多様な観光資源の魅力を一体的に高めるため、歴史資源をはじめとする観光資源周辺の景観保全や整備を図るとともに、個々の観光資源を効果的に結ぶネットワークの整備・充実を図ります。

○観光資源の魅力を高めるため、モデル事業として名所・旧跡周辺の景観保全や整備など、環境整備の取り組みを推進します。



◆観光資源周辺の環境整備

○観光資源を効果的に生かすため、ハイキング・サイクリングコースの設定や観光案内板、ひとやすみベンチの設置など、観光拠点を結ぶルートの整備・充実を図ります。



◆観光ルートの整備

(2) 参加・体験型観光の促進

豊かな自然・歴史資源を生かし、観るだけではなく、楽しむことのできる参加・体験型観光イベントの充実などを図ります。

○本市の最も著名な先人である「一休さん」を生かしたイベントの展開や情報発信など、テーマ観光の振興を図ります。



◆「一休さん」をテーマとした観光振興

○観光ニーズの変化に対応し、市の特産品などを生かした参加・体験型観光の充実を図ります。

◆市の特産品を生かした参加・体験型観光の充実

○観光資源となる伝統的な芸能・行祭事のPRの強化や受入体制の整備を図ります。

◆伝統的な行祭事のPR

○市内の回遊性を高めるため、観光名所やルートを紹介する観光ガイドマップの作成を進めます。

◆観光ガイドマップ作成

(3) 観光推進体制の充実

観光振興を図るため、その母体となる京田辺市観光協会と連携しながら、観光振興の総合的ビジョンを策定するとともに、観光関係者をはじめ市民・団体が連携し、観光資源の広域的ネットワーク化を図り、来訪者をあたたかく迎える体制の整備を進めます。

○観光振興の推進体制の核となる京田辺市観光協会の事業企画・運営力の強化を支援します。

◆京田辺市観光協会の運営支援

○観光振興を総合的に進めるため、市民や行政などが一体となって取り組むビジョンづくりを進めます。

◆新観光ビジョンづくり

○来訪者の観光ニーズに応えるため、関係団体と連携して観光ボランティアの育成や組織化を促進します。

◆観光ボランティアの育成

○広域観光の展開に向け、歴史街道推進協議会や近隣自治体と連携した観光資源のネットワーク化や観光PRの共同展開を進めます。

◆広域観光ネットワークの形成



一休寺(酬恩庵)



大御堂観音寺

5 新産業創出

基本方針

まちの活力や就労機会の創出のためには、新たな企業化を促進することも必要です。そのため、本市に立地する同志社大学や市内企業などとの連携により、新産業創出に向けた機運を高め、起業に向けた取り組みを支援するとともに、新産業の創出拠点の形成を図ります。

施策体系



施 策

(1) 産・学連携による地域産業の活性化

地域産業の振興や新産業の創出に向け、大学の持つ人材、技術、ネットワークなどの活用が期待されます。そのため、大学と市内企業との交流を促進するとともに、産・学連携を支援します。

- 大学と市内企業の双方が持つ人材や技術などに関する情報を交換できる機会づくりに努めます。



◆大学と市内企業との交流促進

- 産学連携コーディネーターの配置などにより、大学や学研都市に立地する研究機関と市内企業との連携を支援します。



◆産・学連携支援

(2) 起業の支援

まちの活力や就労機会の創出のためには、起業意欲をもつ人々の発掘やその取り組みへの支援が必要です。そのため、同志社大学連携型インキュベーション^{*50}施設との連携により起業を支援する環境づくりを推進するとともに、起業支援制度の整備を図ります。

- 起業化を促進するため、同志社大学連携型インキュベーション施設への入居の促進を図ります。



◆同志社大学連携型インキュベーション施設の有効活用

- 新たな技術やサービスによる起業意欲が高く、地域産業に貢献しようとする創業者などへの支援を図り、企業の市内への定着を奨励します。



◆ベンチャー起業支援

*50 『インキュベーション』 起業支援。

○市内の優れた技術、技能を持った技術者や職人などの人材を活用し、起業支援のための仕組みづくりを検討します。

◆起業支援マイスター^{*51}の組織化

(3) 新産業創出の拠点づくり

関西文化学術研究都市の一翼を担うまちとして、新産業を生かしたまちを目指します。そのため、関係機関や大学との連携により、新産業や成長・先端産業が集積する新たな産業拠点の形成について検討を進めます。

○大学の人材や研究の蓄積を活用した新たな成長・先端産業の集積拠点づくりを検討します。

◆新産業集積拠点形成
◆けいはんな新産業創出・交流センター支援



同志社大学連携型インキュベーション施設イメージ図

*51 『マイスター』 親方や職人、名人。

6 雇用促進・勤労者福祉

基本方針

勤労者が安心して働くことができ、豊かさを実感できるよう、企業や関係機関との連携により雇用機会の確保に努めるとともに、各種勤労者支援制度の活用を促進します。

施策体系



施 策

(1) 雇用の促進

雇用形態の多様化や流動化が進み、安定した雇用を確保することは、市民生活を支えるためにも重要です。そのため、関係機関との連携による情報提供の強化を図るとともに、市内企業による地元雇用の促進などにより、就労機会の拡充に努めます。

- ハローワーク等との連携を強化し、雇用に関する情報提供や就労意欲の啓発を図ります。 → ◆ハローワーク等との連携
- シルバー人材センター等との連携により、高齢者の就労機会の提供に努めます。 → ◆シルバー人材センターの活動支援
☆「高齢者福祉」p.54(3)
- 雇用の拡大に向け、市内企業への地元雇用の要請に努めます。 → ◆地元雇用の促進

(2) 勤労者福祉の充実

勤労者福祉の充実に向け、勤労者住宅融資などの支援制度の活用や労災保険への加入を促進し、勤労者が安心して働くことのできる環境づくりを進めます。

- 勤労者の住宅取得の支援に向けた融資制度の充実を図ります。 → ◆勤労者住宅融資の充実
- 国・京都府・市などの各種支援制度や労働基準法の制度に関する周知・啓発を図ります。 → ◆勤労者支援制度などの周知・啓発
- 勤労者が余暇を楽しく過ごせ、充実した生活が送れるよう、文化活動やスポーツ活動などの情報提供を行うとともに、それらの活動を促進します。 → ◆勤労者の余暇活動の支援